

○ 口座管理機関に関する命令（平成十四年内閣府・法務省・財務省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（外国口座管理機関の指定の申請）</p> <p>第四条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 指定国内上位機関に対する第一項の指定申請書又は当該指定申請書に添付すべき書類（以下この項において「指定申請書等」という。）の提出については、当該指定申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。第三号において同じ。）で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものをもって行うことができる。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第九条第一項第三号において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>6 「略」</p> <p>（電磁的方法による情報の提供）</p> <p>第九条 法第二百七十七条に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p>	<p>（外国口座管理機関の指定の申請）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 指定国内上位機関に対する第一項の指定申請書又は当該指定申請書に添付すべき書類（以下この項において「指定申請書等」という。）の提出については、当該指定申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。）で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものをもって行うことができる。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>6 「同上」</p> <p>（電磁的方法による情報の提供）</p> <p>第九条 「同上」</p>

<p>「一・二 略」</p> <p>三 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p>	<p>「一・二 同上」</p> <p>三 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	